

平成 30 年 9 月 10 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議事日程

9月10日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第4号 平成29年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第2号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第12 議案第55号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

### 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	大岩幹治
検査財政課長	山下忠仁	防災安全課長	内田純慈
税務課長	神谷和伸	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	山下雅弘	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主幹	大久保美保
--------	------	----	-------

[ 開会 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

南知多町においては地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンの実施中でありますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

本日は大変御多用の中を9月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番、石黒充明議員、1番、山本優作議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

---

### 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

#### ○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、平成30年度町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

本年度も各地区単位によりまして町内の5会場にて、9月2日から11月25日までの予定で各地区自主防災会の皆様、地元区役員様、町議会議員の皆様方の御協力のもと、町民の皆様に多数の御参加をいただき、訓練を実施してまいります。

既に豊浜地区で9月2日に豊浜中学校にて、消火器やAEDの操作訓練及び災害食体験などの訓練を184名の参加者のもと実施いたしました。

次に、災害時における避難勧告等の発令状況につきまして御報告申し上げます。

今年3月に策定いたしました避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、7月28日の台風12号と9月4日の台風21号上陸の際は、御高齢の方、障害のある方、乳幼児等、避難に時間を要する人には「避難開始」を、その他の方には避難の準備をしていただく「避難準備・高齢者等避難開始」を発令いたしました。

また、9月5日に大雨に伴う土砂災害警戒情報発令の際、篠島地区を除く南知多町全域に「避難勧告」を発令いたしました。

今後も、災害時には、このマニュアルの判断基準によりまして早目の避難等呼びかけてまいります。

御家庭では、避難が必要になったときに備えまして食料、飲料水等の備蓄をしていただきまして、避難の際には御持参いただきますようお願いいたします。

次に、下諏訪町との姉妹都市提携締結並びに友好交流事業につきまして御報告申し上げます。

長野県下諏訪町とは、6月30日に正式に姉妹都市提携を締結いたしました。下諏訪町で締結式に引き続き開催されました記念式典には、町議会、町産業関係者など多くの

方々に御参加いただき、平成5年から続いている友好関係をさらに発展させ、末永い友好を誓い合いました。

また、平成25年度から数えて6回目となります小学生による友好交流事業は、8月9日から10日に下諏訪町にて実施され、南知多町の小学生34人と下諏訪町の小学生33人がカヌーなどの自然体験を通じ交流を深めるとともに、夕食づくりや寝泊まりをともにすることで友好を深めてまいりました。

次に、職員の懲戒処分につきまして御報告申し上げます。

既に新聞・テレビ等で報道されましたが、去る8月16日付で水道課主査を道路交通法上の酒気帯び運転に該当する行為をするなど地方公務員法に違反する行為をしたため、停職3カ月の懲戒処分としました。

町民の皆様の町政への信頼を損ねることとなり、深く深くおわび申し上げます。今後は、職員の倫理意識の向上を図り、再発防止に努めてまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、報告1件及び平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ12議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第4号の平成29年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして議会に報告をするものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、平成29年度南知多町の各会計の決算認定であります。

一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入134億4,428万3,629円、歳出は129億2,732万56円、歳入歳出差引額は5億1,696万3,573円であります。

また、水道事業会計の収益的支出額は、税込みで7億7,109万9,440円、資本的支出額は、税込みで3億2,234万1,116円であります。

住民福祉の維持向上を目指し、各種施策を実施したものであります。

議案第55号の南知多町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第56号は、平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ937万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ73億4,587万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、民生費320万4,000円、土木費400万円及び教育費216万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましても、国庫支出金50万円及び繰入金887万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第57号は、平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ411万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ29億1,711万円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして諸支出金411万円を追加し、歳入におきましては、繰入金157万8,000円及び繰越金253万2,000円を追加するものであります。

議案第58号は、平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ268万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億6,128万6,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして後期高齢者医療広域連合納付金134万5,000円及び諸支出金134万2,000円をそれぞれ追加し、歳入歳出補正の財源調整としまして予備費1,000円を減額するものであります。

また、歳入におきましては、繰越金268万6,000円を追加するものであります。

議案第59号は、平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億207万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ19億6,507万8,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして基金積立金3,053万8,000円及び諸支出金7,154万円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金1億207万8,000円を追加するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

**日程第4 報告第4号 平成29年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第4、報告第4号 平成29年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

**○企画部長（田中嘉久君）**

それでは、報告第4号 平成29年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によ  
り、平成29年度の健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見をつ  
けて報告をするものであります。

下段の表をごらんください。

まず健全化判断比率につきましては、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定され  
たもので、ここにあります4つの指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えます  
と、外部監査のほか、財政健全化計画の策定が義務づけられます。

健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比  
率がパーセントで表示をされております。

健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計  
とも黒字決算となっておりますので、横棒のバーで表示をさせていただいております。

次の実質公債費比率は3.6%、将来負担比率は11.4%になりました。4つの指標とも  
早期健全化基準の数値を超えておりません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全  
化基準の数値を超えますと、外部監査のほか、経営健全化計画の策定が義務づけられて  
おります。資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したもので  
あります。

漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、

横棒のバーで表示しております。こちらにつきましても、経営健全化基準の数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第5、認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

日本一住みやすいまちづくりのため、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持・向上を目指した事業に積極的に取り組みました。

その結果、平成29年度の歳入決算額は77億571万9,000円で、前年度に比較いたしまして1億3,307万5,000円、1.7%の減額に、また歳出決算額は74億2,716万8,000円で、前年度に比較いたしまして1,318万9,000円、0.2%の減額となり、実質収支額は2億7,134万3,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず3名の議員の質疑を行います。

3番、片山議員。

○3番（片山陽市君）

それでは、お願いいたします。

まず、1、2、3と3つの項目がありますけれども、全てが一応関連しておりますので、一括で御答弁いただければと思います。

53ページの小規模企業等振興資金預託金返済金1,600万円と163ページの小規模企業等振興資金預託金、これも1,600万円になっています。これが同額なんですけど、実際に実績報告書を見ますと、29年度の融資金額、トータル4,957万円ということでこれ以上の金額になっているものですから、この辺のことで預託金、この1,600万円がこの融資に使われておるかどうかということの確認と、それぞれ何十年もこれはどうも使われておるようなお金なんですけど、1,600万円ずつ、これは毎年毎年のせなきゃいけないのか、あるいは返さずに、ずうっと1,600万円預けっ放しでいいんじゃないのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

それでは、片山議員の御質問につきまして、1から3まで一括して答弁をさせていただきます。

決算書の53ページ、小規模企業等振興資金預託金返済金とは何か、あと同額であるが残高はあるのか、それぞれの項目にのせなければならない理由は何かにつきましては、まず小規模企業等振興資金預託金というのは、金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者さんが必要とする資金の融資を受けやすくするために、県の小規模企業等振興資金融資制度に基づきまして、町のほうが町内の指定されました4つの金融機関に毎年度、4月当初に預託をするものであります。この預託金につきましては、原則、預託期間が1年でございますので、年度はじめに預託したものは年度末に一応返済という形で返済されております。

ですので、残高といたしましては、年度中は4つの金融機関におきまして1,600万円があります。それぞれ歳入歳出があるものですから、それぞれの項目を決算書に計上しております。この預託金を融資に使われておるわけではございません。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

もう一点、預託ということで金融機関に預託されると思うんですけど、1,600万円、1年間預けると、一般の考え方では金利というのが発生すると思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

金利につきましては、ちょっと今、持ち合わせておりません。多分ついていないと思いますけど、また後日、御報告させていただきます。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

○3番（片山陽市君）

はい、ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、11番、榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を行いたいと思います。

1番に65ページ、新規の印刷製本費3万2,940円は何か。

次に2番、73ページ、指定金融機関出納事務取扱手数料が30万円増の理由は何か。

3番、73ページ、公共公用建物共済保険料40万4,908円増の要因は何か。

4番、73ページ、浄化槽保守点検手数料の22万9,608円増の理由は何か。

5番、77ページ、新規の印刷製本費13万248円は何か。

6番、77ページ、新規の郵便料18万3,727円は何か。

次に7番、81ページ、消耗品費の50万9,509円増の主な要因は何か。

8番、83ページ、事務用機器456万4,620円増の理由は何か。

9番、83ページ、新規のあいち情報セキュリティクラウド運用負担金とは何か。

10番、85ページ、修繕料52万9,253円増の要因は何か。

11番、85ページ、庁用備品32万6,880円は何か。

12番、87ページ、新規の光熱水費3万2,504円は何か。

13番、89ページ、空き家等対策計画策定業務委託料384万4,800円は何か。

続きまして、14番、89ページ、印刷製本費46万1,808円は何か。

15番、149ページ、鳥獣害対策事業委託料の39万6,360円増の要因は何か。

16番、153ページ、消耗品費の73万3,907円増の要因は何か。

17番、157ページ、県漁港漁場協会負担金の11万9,000円増の要因は何か。

18番、165ページ、県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金の30万円増の要因は何か。

19番、167ページ、新規の知多半島回遊性向上事業負担金174万6,000円とは何か。

続きまして、20番、169ページ、新規の衣浦大橋整備促進協会期成同盟会負担金とは何か。

21番、173ページ、施設用備品20万5,200円は何か。

22番、179ページ、木造住宅耐震改修費補助金と木造住宅簡易耐震改修費補助金の違いは何か。また、実績はどのようなものか。

23番、183ページ、光熱水費157万151円増の理由は何か。

24番、183ページ、新規の電話料17万7,255円はどこか。

25番、185ページ、防災対策用備品の252万8,432円増の要因は何か。

26番、185ページ、消耗品費243万321円増の要因は何か。

以上、26項目、当局の明確なる回答をよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

総務課長。

**○総務課長（大岩幹治君）**

榎戸議員からの一般会計決算に関する御質問に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、総務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問番号1、決算書65ページ、総務一般管理費の新規の印刷製本費3万2,940円は何かにつきましてお答えいたします。

これは、辞令用紙及び料金後納郵便差出票の印刷に要した経費であります。

質問番号3、決算書73ページ、財産一般管理費の公共公用建物共済保険料40万4,908円増の要因は何かにつきましてお答えいたします。

これは、掛金が見直され全体的に上がったことと、師崎避難所が追加になったことが

要因であります。

質問番号4、決算書73ページ、庁舎等維持管理費の浄化槽保守点検手数料の22万9,608円増の理由等は何かにつきましてお答えいたします。

これは、3業者より見積もりを徴取いたしまして最低価格者と契約しておりますが、昨年より見積価格が上がったためであります。

質問番号10、決算書85ページ、サービスセンター一般管理費の修繕料52万9,253円増の要因は何かにつきましてお答えいたします。

これは、各サービスセンターへの防犯カメラの設置及び師崎サービスセンター事務室ガラス修繕が主な要因であります。

質問番号11、決算書85ページ、サービスセンター一般管理費の庁用備品32万6,880円は何かにつきましてお答えいたします。

これは、内海サービスセンター湯沸かし器及び日間賀島サービスセンター耐火金庫であります。

以上で総務課所管分の答弁を終わらせていただきます。

**○議長（藤井満久君）**

会計管理者。

**○会計管理者兼出納室長（鈴木正則君）**

続きまして、出納室所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号2番、決算書73ページ、会計一般管理費の指定金融機関出納事務取扱手数料が30万円増の理由は何かについてでございますが、指定金融機関出納事務取扱手数料は、町の指定金融機関であります、あいち知多農協との契約で定められております。平成28年2月にあいち知多農協から町長に手数料の増額の要請書が出されまして、平成28年度に農協と協議をいたしました。その結果、平成29年度から30万円の増額に応じまして、年間100万円から130万円にすることとしたものでございます。以上であります。

**○議長（藤井満久君）**

企画課長。

**○企画課長（滝本 功君）**

続きまして、企画課所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号5、決算書77ページ、8目企画費のうち、一般企画費の11節新規の印刷製本費13万248円は何かと、次の質問番号6の12節、新規の郵便料18万3,727円は何かとの御

質問は、関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

平成29年度に第2次南知多町男女共同参画計画を策定しております。印刷製本費13万248円につきましては、全戸配布するために作成いたしました計画の概要版7,200部の印刷及び広報みなみちたへの折り込み費用となります。

また、郵便料18万3,727円につきましては、計画作成のために実施しました住民意識調査1,500通の発送及び回収に係る費用でございます。

続きまして、質問番号7、決算書81ページ、9目電算管理費のうち電算一般管理費、11節需用費の中の消耗品費の50万9,509円増の主な原因は何かについて答弁させていただきます。

電算一般管理費の消耗品費は、全庁舎内で使用する各種システム運用に係る消耗品費用であります。平成29年度は通常の消耗品に加え、新たに保育所に設置したプリンター用のトナー購入やパソコンのハードディスク購入などが重なったため、増額となっております。

続きまして、質問番号8、決算書83ページ、9目電算管理費のうち電算一般管理費、18節備品購入費の中の事務用機器456万4,620円増の理由は何かについて答弁させていただきます。

平成29年度は、事務用パソコンとしてノートパソコン40台及びマイクロソフトオフィスライセンスの購入費用451万6,560円、保育所用のプリンター購入で32万8,860円の合計484万5,420円となっております。その前年の平成28年度は事務用機器やプリンター購入のみでありましたので、このパソコン購入分が主な増額の要因となっております。

続きまして、質問番号9、予算書83ページ、9目電算管理費のうち電算一般管理費、19節負担金、補助及び交付金の中の新規のあいち情報セキュリティクラウド運用負担金とは何かについて答弁させていただきます。

あいち情報セキュリティクラウドとは、愛知県及び名古屋市を除く県内市町村のインターネット接続口を集約し、高度なセキュリティー対策を実施し、標的型攻撃メールやウイルス感染、サーバー攻撃などによる情報の搾取やシステムの停止等、セキュリティーインシデントに対応するため、愛知県が構築をしたものでございます。本負担金は、セキュリティクラウドへ接続する市町村が運用費用として負担するものでございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

続きまして、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

質問番号12番、決算書87ページ、防犯対策費の新規の光熱水費3万2,504円は何かにつきましては、南知多ライオンズクラブの寄贈により町内3カ所に設置した防犯カメラの電気代です。

質問番号13番、決算書89ページ、空き家等対策事業費の空き家等対策計画策定業務委託料384万4,800円は何かにつきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定める空き家等対策計画を策定するための業務委託料です。

続きまして、質問番号23番、決算書183ページ、防災対策事業費の光熱水費157万151円増の理由は何かにつきましては、平成29年度より供用を開始した内海防災センターと篠島防災センター並びに平成29年度に整備しました師崎避難所の電気代及び水道料金が増額となりました。

質問番号24番、決算書183ページ、防災対策事業費の新規の電話料17万7,255円はどこかにつきましては、日間賀島防災センターと篠島防災センターの電話料となります。

質問番号25番、決算書185ページ、防災対策事業費の防災対策用備品の252万8,432円増の要因は何かにつきましては、町内に設置してありますAED本体の更新9基及び新設1基の費用が増額の主な要因となります。

質問番号26番、決算書185ページ、災害対策事業費の消耗品費243万321円増の要因は何かにつきましては、非常用備蓄食料を平成28年度は約4,500食購入しましたが、29年度は購入数を約1万1,800食とふやしたため、増額となりました。

以上で防災安全課所管分の答弁を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

続きまして、地域振興課所管分について答弁させていただきます。

質問番号14番、決算書89ページ、公共交通対策事業費の印刷製本費46万1,808円は何かにつきましては、海っ子バスの乗車券である定期券、回数券、1日乗車券の印刷製本費でございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

続きまして、産業振興課所管分につきまして答弁させていただきます。

質問番号15番、決算書149ページ、農業振興対策事業費の鳥獣害対策事業委託料の39万6,360円の増加の要因は何かにつきましては、前年度より駆除の回数が11回から15回に、そして実施の箇所も1カ所であったものが2カ所で実施したために増額となっております。

続きまして、質問番号18、決算書165ページ、観光一般管理費の県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金の30万円増の要因は何かにつきましては、平成29年度から31年度の3カ年で愛知県内の自治体、観光協会、観光事業者及びJR旅客6社が連携いたしまして、大型観光キャンペーン「愛知デスティネーションキャンペーン」を実施しております。その事業に係る負担分の増でございます。

続きまして、質問番号19、決算書167ページ、地方創生推進事業費の新規の知多半島回遊性向上事業負担金174万6,000円とは何かにつきましては、これは知多半島観光圏協議会が地方創生推進事業を活用いたしまして、知多半島での観光客の動向を調査・分析いたしまして、平成30年度からの5カ年計画を作成するとともに、知多半島でスタンプラリーもできます、スマートフォンアプリ「ちたんぷ」を開発いたしました事業の負担分でございます。

産業振興課所管分は以上でございます。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

最後に、建設課所管分について答弁させていただきます。

まず、質問番号16、決算書153ページ、農業用施設維持管理費、11節需用費のうち、消耗品費において前年度に比べ73万3,907円増の要因は何かという御質問に対しお答えします。

消耗品費の増は、平成28年度議員視察研修で訪問された長野県下條村で実施されている建設資材支給事業を参考に、29年度に山海地区2カ所において舗装用の砕石と排水用電動ポンプの吸水管ごみ進入防止用下部部材等の資材支給を行ったためです。

次に、質問番号17、決算書157ページ、漁港一般管理費、19節負担金、補助及び交付金のうち、県漁港漁場協会負担金において前年度に比べ11万9,000円増の要因は何かという御質問に対しお答えします。

県漁港漁場協会負担金は、当該年度の前々年度に町内で行った漁港、海岸、漁場事業の事業費をもとに積算しておりますので、29年度負担金に係る27年度事業費が28年度負担金に係る26年度事業費より多かったことが主な理由です。

次に、質問番号20、決算書169ページ、土木一般管理費、19節負担金、補助及び交付金のうち、新規の衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金とは何かという御質問に対しお答えします。

衣浦大橋整備促進期成同盟会は、三河地域と知多地域を結ぶ衣浦大橋、具体的には車線幅が狭く、交通安全上問題がある老朽化した川上側のトラス橋のかけかえになりますが、その整備を促進することで慢性的な交通渋滞を解消することにより、周辺地域の経済の発展と都市環境の改善を図ることを目的に設立した会への負担金です。

次に、質問番号21、決算書173ページ、港湾施設維持管理費、18節備品購入費のうち、施設用備品20万5,200円は何かという御質問に対しお答えします。

施設用備品は、内海東浜小桝緑地内にある掃除道具などを入れる物置が潮風によるさびなどにより老朽化し、破損したため、買いかえたものです。

次に、質問番号22、決算書179ページ、住宅耐震改修費、19節負担金、補助及び交付金のうち、木造住宅耐震改修費補助金と木造住宅簡易耐震改修費補助金の違いは何か、また実績はどうかという御質問に対しお答えします。

木造住宅耐震改修費補助金は、地震時に倒壊するおそれがないレベル、すなわち耐震診断における判定値が1.0以上となるような耐震改修工事に対し補助するものです。

また、木造住宅簡易耐震改修費補助金は、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する簡易な改修で、耐震診断による判定値が0.7未満と診断された木造住宅に対して、判定値を0.1以上向上させる耐震改修工事に対して補助するものでございます。

また、実績のほうになりますますが、29年度までの累計で木造住宅耐震改修費補助金は、平成15年度より48件、木造住宅簡易耐震改修費補助金は、平成26年度より2件でございます。

以上で建設課所管分に対する回答です。よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

榎戸議員、よろしいですか。

(11番議員挙手)

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、3番ですけれども、師崎避難所の1件の掛金をちょっと教えてください。

それと、8番、83ページですけれども、パソコン購入に際して、高額なものですので入札はされたのかということをもつ。

あと1つ、9番の83ページですけれども、ほかの市町村も同じように、これは一律な負担金なのかということと、これから毎年実施されるのかということ。

もう一つは、19番の167ページ、「ちたんぷ」の開発とありましたけれども、このちたんぷとはどのようなもので、現在利用されているのかということ、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

榎戸議員からの再質問に対しまして、先ほどと同じように所管課別に答弁をさせていただきます。

まず初めですが、質問番号の3番、師崎避難所の掛金は幾らかということですが、師崎避難所の掛金につきましては20万6,087円となっております。

以上で総務課所管分を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

それでは、企画課所管分について答弁させていただきます。

まず、8番の事務用機器の購入に係る入札をしたかどうかという御質問でございますが、こちらのほうは入札をいたしまして、契約金額を決めております。

そして、9番のあいち情報セキュリティクラウド運用負担金は、毎年負担をするのかという御質問でございますが、こちらにつきましても運用負担金でございますので毎年、他の市町村と一律ということではなく、各市町それぞれの金額ということで負担をしていくものでございます。

企画課所管分は以上でございます。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

「ちたんぷ」でございます。これは、スマートフォンアプリでスタンプラリーをします。各5市5町の観光地拠点、地点、観光地をスマートフォン上に登録いたしまして、そこへスマートフォンを持っていきますと、位置情報が取得できます。それで、ポイントを積み重ねることで管内の各市町の商品、景品なんかがいただけるようなシステムで、今現在、稼働はしております。以上です。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

○11番（榎戸陵友君）

はい、わかりました。

○議長（藤井満久君）

次に、5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に1番、7ページですが、町税の不納欠損額約5,000万円のうち、約4,000万円が固定資産税となっております。なぜこのような不納欠損が出たのか。

2番、25ページ、都市計画税で不納欠損額を3万3,200円としたのはなぜか。収入未済も9万4,200円だが、徴収に向けてどんな努力をしたのか。

3番、31ページ、河川使用料の収入未済額8万6,900円、徴収の見通しはあるのか。

4番です。31ページ、法定外公共用物使用料滞納繰越分が2万7,300円、その原因と徴収の見通しはどうか。

5番、53ページ、職員駐車場利用料195万4,000円は何台分なのか、この利用料の引き下げは考えているか。

6番、65ページ、情報公開審査会と行政不服審査会が1回開かれているが、問題となった事例は何か、必要なかったのではないか。

7番、67ページ、新規採用職員研修参加報償が20万1,000円、講師は役場の職員となっている、どのように使われたのか。

8番、67ページ、産業医報酬6万4,900円で月1回の法に基づく職場巡視はやられているのか。

9番、同じく67ページ、産業医の入った安全衛生委員会が月1回以上のペースで実施されているか。

10番、6万4,800円の産業医面接報償で何人の面接がなされていたか、67ページです。

11番、65ページ、電話交換業務委託料は28年、29年と同じだが、入札していないのか。

12番、69ページ、知多5町職員競技大会負担金は何に使われているのか、2万8,000円という負担金が必ず必要か。

13番、71ページ、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料3,960万2,396円は、どこ  
の業者で、何年の入札で決定しているのか。

続いて14番、73ページ、指定金融機関出納事務取扱手数料130万円は、なぜ支払うの  
か、少なくとも引き下げの交渉はしているのか。

15番、実績報告書18ページ、さまざまな入札、随意契約など、指名審査会が15回開か  
れているが、メンバーは誰か。

16番、75ページ、庁舎清掃委託料が310万6,800円だが、入札して決めたのか、入札し  
ていないならなぜか。

17番、75ページ、保健センター昇降機改修工事は、なぜ入札でやっていないのか。金  
額は以下のものです、75ページ。

18番、79ページ、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金3,000円は、リニア  
建設には問題があるので出さなくてもいいのでは。

19番、79ページ、空港を核とした負担金5万円は、もし今後、カジノ計画が本格化し  
た場合、取りやめる意思はあるか。

20番、空き家バンク制度業務委託料250万5,600円は、落札率50.7%である、適正な計  
画となっていると考えるか、81ページです。

続いて21番、81ページ、83ページに関連します。13の委託料、総合住民委託料934万  
円、番号制度導入のため525万円、セキュリティクラウド接続160万円、GISシステム  
238万円は、それぞれ入札された額なのか。

22番、85ページです。ガードパイプ等新設工事の206万9,280円とカーブミラー新設工  
事88万8,840円は、入札されているか。

同じく85ページ、23番、サービスセンター職員の賃金不用額が118万5,874円となって

いる、必要な人員配置はなされていたのか。

24番、87ページ、空き家等対策協議会は、いつ会議を開いたのか。また、委員は何人で、どのように選ばれ、何をしたのか。

25番、87ページ、防犯灯設置費補助金が112万6,671円で、新設33に対して一部補助が出されているが、全額補助すべきではないか。

26番、93ページ、土地評価がえ業務委託料561万6,000円は、どこの業者で、いつ入札したのか。

27番、103ページ、工業統計調査費が平成28年は3,000円、平成29年は25万5,520円、平成30年は30万1,000円とふえている理由と、その特別増の理由は何か。

28番、147ページ、勤労者住宅資金預託金500万円は、どのように具体的に使われたのか、毎年必要か。

29番、149ページ、鳥獣害対策事業委託料の97万920円は、どの業者で入札されたのか。

30番、153ページ、県営ため池整備事業131万9,986円は、どのため池の工事をしたのか、その根拠は、その概要は。

31番、155ページ、知多水産職員会負担金3万円、県町村水産業振興対策協議会負担金5万円は、どのように役に立ったのか。

32、159ページ、漁港の施設管理等業務委託料として140万6,000円としているが、平成28年度は多いかと思いますが、190万円である、なぜ違うのか。

33番、159ページ、漁港機能強化工事設計委託料が623万1,600円となっているが、入札されているか、されていないならなぜか。

34番、街路灯等電灯料補助金、163ページです、22万2,992円は、どんな理由で補助しているのか。これは商工会だけに補助しているような感じなのでお聞きします。

35番、167ページ、日間賀島渡船施設整備事業実施設計業務委託料、これは浦野設計ですが、513万円は、平成28年の入札では270万円のはずですが、ふえた理由は何か。

36番、171ページ、道路橋りょう維持補修工事4,358万2,320円は、県が入札して実施している工事か、町の負担がこれだけか。

37番、171ページ、道路ストック舗装修繕工事1,293万9,480円は、どこの業者で、入札されているのか。

38番、175ページ、下水道一般管理費の19節の負担金6万1,700円は、どうしても必要か、減らせるものはないか。

39番、177ページ、公園管理委託料374万6,400円は、どの業者に委託しているのか、入札はしているのか。

40番、177ページです。公園樹木管理委託料291万9,888円は、どこの業者か、入札はあるか。

41番、163ページと165ページです。県観光協会負担金29万円と県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金89万円の具体的効果と、その具体的事業は何か。

続いて42番、179ページ、消防団員退職報償金が959万円だが、何人退職しているのか。

43番、179ページ、これも同じ消防団連合会負担金15万9,000円ありますが、何に使われているか。

179ページ、44番、県消防協会負担金7万9,700円は何に使われているのか。

45番、183ページ、防災会議委員の報酬が3万1,500円だが、委員5人の名前と、どんなことが話し合われたのか。

46番、185ページ、愛知県派遣職員人件費で544万2,218円の負担金を払っているが、派遣が必要なのか。

47番、185ページ、避難所用備品が48万6,000円だが、簡易トイレはどの程度準備されているか。

48番、187ページ、師崎避難所の照明器具整備工事492万7,068円は、どの業者で、入札はされておるのか。

49番です。187ページ、師崎避難所確認申請業務委託料231万5,200円だが、最初の入札予定価格は168万3,720円で不調に終わっております。それから232万6,200円に、約60万円も引き上げた、この入札のやり直し理由は何か。

50番、405ページです。財産に関する調書です。個々の、これからはお金が必要となってまいります。個々の基金間、さまざまな基金間の中で貸借は可能であると考えておりますが、当局はどう考えるか。

51番、169ページ、19節の負担金は余りにも多い、取捨選択していくべきと考えるがどうか。特に東海環状地域整備の負担金はどうしても必要か。以上であります。

#### ○議長（藤井満久君）

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時45分までといたします。

[ 休憩 10時32分 ]

[ 再開 10時45分 ]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

本来なら内田議員への答弁から始まる場所ですが、片山議員に対する答弁の補足があるそうなので、産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

片山議員の小規模企業等振興資金の預託金に利息はつくのかという御質問に対しまして、この口座は決済用の預金口座でございまして、金利が発生しない口座でございまして、利息はついておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

ありがとうございました。

それでは、内田議員に対する答弁のほうを執行部のほうからよろしくお願いします。税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員からの一般会計決算に関する御質問に対しまして所管課順に答弁させていただきます。

まず、私ども税務課所管分について答弁させていただきます。

質問の1、決算書7ページ、23ページ、固定資産税について、町税の不納欠損額約5,000万円のうち約4,000万円が固定資産税である、なぜこのような不納欠損が出たのかについて答弁させていただきます。

固定資産税の不納欠損額約4,400万円につきましては、82の個人または法人分ではありますが、このうち旅館、民宿や水産加工業など、事業をやっていた個人や法人が倒産等により固定資産税が滞納となったものの、滞納額が高額なため、他の税に比べまして不納欠損額が高額となったものであります。

続きまして、質問番号の2番、決算書25ページ、都市計画税についてですが、都市計画税は不納欠損額を3万3,200円としたのはなぜか、収入未済額9万4,200円だが、徴収に向けてどんな努力をしたのかについて答弁させていただきます。

都市計画税の不納欠損額3万3,200円につきましては2名分ではありますが、この2名とも死亡しているため不納欠損としたものであります。

また、収入未済額9万4,200円につきましては3名分ではありますが、このうち2名分は滞納処分の執行停止中でありまして、また、残りの1名につきましては、納付誓約書の

提出がありまして、他の税も含めて分納中であります。

続きまして、質問番号26番、決算書93ページの賦課徴収費の固定資産税賦課事務費の土地評価がえ業務委託料561万6,000円は、どこの業者で、いつ入札したのかについて答弁させていただきます。

土地評価がえ業務委託料は、固定資産税の評価がえに合わせまして3年間で1サイクルといたして、街路状況、道路幅員などの地価形成要因データを作成いたしまして、路線価を適正化、均衡化、公平化に付設する3カ年にわたる継続業務の委託料ということで、平成30年度の今回の固定資産税の評価がえに向けまして、平成27年度に指名競争入札を行い、委託業者を決定しておりまして、次の平成28年度、29年度については、その平成27年度に決定しました委託業者と随意契約を締結しております。

なお、委託業者につきましては、株式会社総合鑑定調査であります。

税務課所管分については以上であります。

**○議長（藤井満久君）**

建設課長。

**○建設課長（鈴木淳二君）**

続きまして、建設課所管分について答弁させていただきます。

まず、質問番号3及び4につきましては、一括で答弁させていただきます。

決算書31ページ、12款使用料及び手数料、5目土木使用料、2節河川使用料において、河川使用料の収入未済額8万6,900円の徴収の見通しはどうか。また、法定外公共物使用料滞納繰越分2万7,300円の原因と徴収の見通しはどうかについての御質問に対しお答えします。

まず、質問番号3の収入未済額につきましては、普通河川にかかる橋に対し使用料を徴収する法定外公共物使用料の収入未済額でございまして、徴収の見通しにつきましては、直接御本人とお話しさせていただいたり、電話にて納付の依頼を行っておりますが、納付していただけないような状況でございます。

また、質問番号4につきましては、28年度使用料2万7,300円を29年度に収納したものでございますので、本件につきましては滞納事案ではございません。

次に、質問番号30、決算書153ページ、県営ため池整備事業費、19節負担金、補助及び交付金のうち、県営防災ダム事業負担金において県営ため池整備事業費131万9,986円は、どのため池の工事をしたのか、その概要はという御質問に対しお答えします。

この交付金は、県が行うため池整備事業に対する町の負担金であり、平成29年度より大井中根池の事業に着手し、29年度は工事に向けての実施設計を行った費用に対し、負担金を支出したものでございます。負担率につきましては、事業費の11%となっております。

次に、質問番号32、決算書159ページ、漁港施設維持管理費、13節委託料のうち、漁港の施設管理等業務委託料として140万6,000円としているが、平成28年度は190万円である、なぜ違うのかという御質問に対しお答えします。

施設管理等業務委託料は、大井漁港におけるプレジャーボート係留のための利用調整区域の管理及び係留者への指導に関するものになります。委託料の違いにつきましては、プレジャーボート係留者の減少に伴い、委託料の算定方法の見直しを行った結果、施設内巡視業務、利用者指導業務、緊急時の連絡業務に関する委託料が減額となったことによるものです。

続きまして、質問番号33、決算書159ページ、漁港建設事業費（公共）、13節委託料のうち、漁港の機能強化工事設計委託料は623万1,600円となっているが、入札されているか、されていないならなぜかという御質問に対しお答えします。

機能強化工事設計委託料につきましては、日間賀漁港フェリー岸壁の耐震化工事のための実施設計業務委託と地質調査業務委託の合計額です。実施設計業務につきましては、入札により594万円の支出を、また地質調査業務につきましては、29万1,600円と少額なため、随意契約で実施しております。

次に、質問番号36、決算書171ページ、道路橋りょう維持補修事業費、15節工事請負費のうち、道路橋りょう維持補修工事4,358万2,320円は、県が入札して実施している工事か、町の負担がこれだけかという御質問に対しお答えいたします。

この工事につきましては、町内各区からの要望に基づき、町の単独事業で実施した比較的大規模な修繕工事であり、29年度は27カ所を実施いたしました。なお、工事のほとんどを入札において実施しております。

次に、質問番号37、決算書171ページ、道路橋りょう維持補修事業費、15節工事請負費のうち、道路ストック舗装修繕工事1,293万9,480円は、どこの業者で入札されているのかという御質問に対しお答えいたします。

この工事は、入札により、有限会社滝本建設が工事を行っております。なお、工事内容につきましては、豊丘本郷から町運動公園を通り、南知多病院までを結ぶ町道森添1

号線で実施いたしました舗装修繕工事でございます。

次に、質問番号39、決算書177ページ、公園維持管理費、13節委託料のうち、公園管理委託料374万6,400円は、どこの業者に委託しているのか、入札しているのかという御質問に対しお答えいたします。

公園管理委託料は、南知多町が管理する18公園において、公園ごとに、区、老人クラブなど地域の団体に委託しております。そのため、入札ではなく随意契約としております。

次に、質問番号40、決算書177ページ、公園維持管理費、13節委託料のうち、公園樹木管理委託料291万9,888円は、どの業者か、入札はあるのかという御質問に対しお答えいたします。

公園樹木管理委託料は、南知多町が管理する18公園のうち、樹木の剪定が必要な15公園において、公園管理委託と同様、公園ごとに樹木の管理を委託しております。業者につきましては、ヤマセイ造園、庭尽造園、株式会社プラウトの3社に委託しており、入札ではなく随意契約といたしております。

最後に、質問番号51、決算書169ページ、土木一般管理費、19節負担金、補助及び交付金において19節の負担金は余りにも多い、取捨選択していくべきと考えるがどうか、東海環状地域整備の負担金はどうしても必要かという御質問に対しお答えいたします。

まず、19節の負担金につきましては、県都市整備協会土木積算システム利用負担金、愛知県派遣職員人件費負担金及び篠島前浜海岸公衆トイレ維持管理費補助金以外の負担金につきましては、東海環状地域整備推進協議会負担金も含めまして、道路や河川、海岸など、この地域に必要とされるインフラ整備や防災施設の整備を促進するため、その地域が一丸となって事業の必要性を国や県などに対し要望し、早期実現を目指し組織するための負担金であり、どれも本町にとって必要なものと考えております。

しかし、議員がおっしゃるように、会の決算内容等を十分に精査し、会に余裕があれば負担金の減額などを要望し、また今後、必要でないと判断すれば取りやめるなど、検討していきたいと考えております。

東海環状地域整備の負担金はどうしても必要かにつきましては、東海環状地域整備推進協議会負担金、こちらにつきましては道路整備の効果といたしまして、建設時の経済波及効果のほかに、例えば道路ができてから行き先までの所要時間の短縮による効果というものがございます。すなわち、時間が短縮できれば、生産性の向上や観光域の拡大

などが期待できるわけです。南知多町においても、例えば観光客は中部圏の人が多く、岐阜県、三重県、長野県の人もたくさん来ていると聞いております。東海環状自動車道ができることにより交通時間が短縮されれば、今まで遠いから南知多町へ遊びに来ることとに二の足を踏んでいた人や、簡単に行けるから1年に1度だったものが2度来ていただけのことも考えられますので、協議会への参加は必要なものと考えております。

以上で建設課所管分についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

続きまして、総務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問番号5、決算書53ページ、総務費雑入の職員駐車場利用料195万4,000円、何台分なのか、この利用料の引き下げは考えているのかにつきましてお答えします。

163台分で、利用料の引き下げは考えておりません。

質問番号6、決算書65ページ、総務一般管理費の情報公開審査会と行政不服審査会が1回開かれているが、問題となった事例は何か、必要なかったのではないのかにつきましてお答えします。

問題となった事例はございません。情報公開審査会につきましては、委員の委嘱、情報公開制度の実施状況の報告、行政不服審査会につきましては、委員の委嘱、会長等の選任、行政不服審査制度の説明等を行っており、開催は必要であったと考えております。

質問番号7、決算書67ページ、職員研修費の新規採用職員研修参加報償20万1,000円は、講師は役場の職員となっているが、どのように使われたのかにつきましてお答えします。

入庁前の3月に新規採用予定者を対象として、講義形式の研修を2日、配属先での実務研修を1日、合計3日間の研修を行っております。その実施時間に応じて賃金相当額及び通勤手当相当額を支払っております。

質問番号8、決算書67ページ、職員福利厚生費の産業医報酬6万4,900円で月1回の法に基づく職場巡視はやられていたのかにつきましてお答えします。

職場巡視につきましては、平成29年11月より平成30年3月まで毎月実施いたしました。

続きまして、質問番号9、決算書67ページ、職員福利厚生費の産業医の入った安全衛生委員会が月1回以上のペースで実施されていたのかにつきましてお答えします。

安全衛生委員会につきましては、平成29年11月より平成30年3月まで毎月実施いたしました。

質問番号10、決算書67ページ、職員福利厚生費の6万4,800円の産業医面接指導報償で何人の面接がなされていたのかにつきましてお答えします。

産業医の面接指導は、6人実施いたしました。

質問番号11、決算書65ページ、総務一般管理費の電話交換業務委託料は28年、29年と同じだが、入札していないのかにつきましてお答えします。

平成27年5月28日から平成30年6月30日までの長期継続契約をしております、平成27年度に入札をしております。

質問番号12、決算書69ページ、職員福利厚生費の知多5町職員競技大会負担金は何に使われているのか、2万8,000円という負担金が必ず必要かにつきましてお答えします。

知多5町職員競技大会については、知多5町の職員相互の親睦を図ることを目的として、野球、テニス、ボウリングの3つの大会を毎年実施するものです。支出の内容は、会場等の使用料、けが等があった場合の傷害保険料、ボール等消耗品代となっており、必要であると考えております。

質問番号16、決算書75ページ、庁舎等維持管理費の庁舎清掃委託料が310万6,800円だが、入札して決めたのか、入札していないならばなぜかにつきましてお答えします。

平成27年5月28日から平成30年6月30日までの長期継続契約をしており、平成27年度に入札をしております。

質問番号17、決算書75ページ、庁舎等整備事業費の保健センター昇降機改修工事1,204万2,000円は、なぜ入札でやっていないのかにつきましてお答えします。

昇降機の機器部品についてはメーカー間の互換性に乏しいため、同一業者以外の者に移行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しく支障が生じるおそれがあるため、当該昇降機の施工及び保守管理契約を行っている業者と随意契約を締結したものであります。

質問番号23、決算書85ページ、サービスセンター一般管理費のサービスセンター職員の賃金不用額が118万5,874円ある、必要な人員配置がなされていたのかにつきましてお答えします。

不用額の主な理由としては、繁忙期分、忙しい時期ですが、この時期の賃金が予定より少なかったこと、また内海サービスセンター用務員が不在になった期間が2カ月ほど

あったことによります。人員配置については適正であると考えております。

以上で総務課所管分の答弁を終わらせていただきます。

**○議長（藤井満久君）**

検査財政課長。

**○検査財政課長（山下忠仁君）**

続きまして、検査財政課所管分について答弁させていただきます。

質問番号13、決算書71ページ、財政一般管理費のふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料3,960万2,396円は、どこの業者で、何年の入札で決定したのかについて回答します。

ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託は、ふるさと納税の業務一括代行を平成27年度に株式会社サイメックスと随意契約を結んでおります。さらに、本町のふるさと納税の謝礼品を広く全国の方に知ってもらうため、平成28年度、株式会社トラストバンク、平成29年度、株式会社さとふると随意契約を結んでいます。

次に、質問番号15、実績報告書18ページ、検査事務費のさまざまな入札、随意契約で指名審査会が15回開かれているが、メンバーは誰かにつきまして回答します。

指名審査会は、町職員で構成されています。構成員は、副町長、総務部長、企画部長、建設経済部長、厚生部長、教育部長及び検査財政課長となっております。

質問番号50、決算書404、405ページ、基金の財産に関する調書の中の個々の基金の間で貸借は可能かにつきまして回答いたします。

基金につきましては、地方自治法第241条第3項に特定の目的のために財産を取得し、または資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することはできないとなっており、目的外での貸借をすることはできないということで考えております。以上で終わります。

**○議長（藤井満久君）**

会計管理者。

**○会計管理者兼出納室長（鈴木正則君）**

続きまして、出納室所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号14番、決算書73ページ、会計一般管理費の指定金融機関出納事務取扱手数料130万円は、なぜ支払うのか、少なくとも引き下げの交渉はしているのかにつきましてお答えさせていただきます。

まず、指定金融機関出納事務取扱手数料130万円はなぜ支払うのかでございますが、町と町の指定金融機関でありますあいち知多農協におきまして、南知多町の公金の出納事務及び預貯金の取り扱いに関する契約を結んでおりまして、公金の出納事務を農協に委託し、毎日、職員を派遣してもらいまして、公金の収納、支払い事務を行っていただいております。その契約の中で農協が行う公金の出納事務取扱経費の負担につきましては双方で協議するという事としておりまして、平成22年度から年間100万円として据え置いてきましたが、平成29年度からは農協からの要請を受けまして、年間130万円を町が負担することとしたものでございます。

次に、少なくとも引き下げの交渉はしているかについてでございますが、先ほどの榎戸議員さんの質問でお答えさせていただきましたが、平成28年2月に農協から増額の要請書が出されまして、協議の結果、平成29年度から30万円の増額に応じ、年間100万円から130万円にすることとなりました。このときに、農協といたしましてはさらなる増額を要望されていたわけでございますが、町のほうの考えも申し上げまして、最終的にこの額で協議が調ったということでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

続きまして、企画課所管分について答弁をさせていただきます。

まず、質問番号18番、決算書79ページ、8目企画費のうち、一般企画費の19節負担金、補助及び交付金のリニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金3,000円は、リニア建設には問題があるので出さなくてもいいのではとの御質問について答弁させていただきます。

リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会は、昭和53年に設立され、愛知県、県内市町村、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会で構成され、国等への要望活動、建設促進に関する広報啓発を行っております。

また、リニア沿線の東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、奈良、大阪の9つの都府県でも同様の同盟会が設立されており、国等に対して同盟会を通じて要望活動を行っています。

議員がおっしゃるとおり、計画当初から工事の安全性の確保、環境保全などのさまざま

まな課題や問題があったとは思いますが、こうした活動を通じて愛知県、県内各市町村が一致団結して、リニアを最大限に生かすべく交通ネットワークの充実強化などを目指すものであり、負担金の支出については妥当であると考えております。

続きまして、質問番号19番、決算書79ページ、8目企画費のうち、一般企画費の19節負担金、補助及び交付金の中の空港を核とした知多地域振興協議会負担金5万円は、もし今後、カジノ計画が本格化した場合、取りやめる意思があるのかとの御質問について答弁させていただきます。

中部国際空港を核とした知多地域振興協議会は、愛知県航空対策課、知多半島の5市5町、中部国際空港株式会社及び知多経済会議で構成されております。この協議会は、I R法の推進を目的とした協議会ではなく、空港及び税関の見学会、セントレア親子サマースクールをはじめとする空港を核とした地域振興に資する調査・研究及び地域の活性化に資する事業で、日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じた地域振興の調査・研究、空港の周辺環境に関する調査が主な活動内容であるため、カジノ計画の推進のいかんを問わず今後も負担を続けていくものと考えております。

続きまして、質問番号21番、決算書81ページ及び83ページ、9目電算管理費のうち電算一般管理費、13節委託料の総合住民情報システム運用支援委託料934万4,160円、番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修業務委託料524万8,800円、あいち情報セキュリティクラウド接続に係るシステム改修業務委託料160万7,040円、統合型GISシステム再構築業務委託料237万6,000円は、それぞれ入札がされた額なのかについて答弁させていただきます。

4件の委託料につきましては、いずれも既存システムに係る改修業務や再構築業務等であります。本業務については、システムを構築、納入した事業者が有するシステムに関する詳細情報やノウハウに基づき実施することが必要であるため、全て既存事業者との随意契約による金額となっております。

続きまして、質問番号27番、決算書103ページ、1目統計調査費のうち工業統計調査費について、平成28年度決算額3,000円、平成29年度決算額25万5,520円、平成30年度予算額では30万1,000円と増額となっている理由と、その特別な増の理由について答弁をさせていただきます。

工業統計調査は、原則毎年度実施ですが、平成28年度につきましては経済センサス活動調査と同時実施となったため、この年は工業統計調査は実施されませんでした。ただ

し、翌年の平成29年度工業統計調査準備費として消耗品を購入しましたので、決算額が3,000円となっております。

工業統計調査が実施された場合の主な支出は、統計調査員の報酬となっております。平成29年度につきましては、統計調査員6人の報酬と旅費、消耗品費を支出し、決算額が25万5,520円となっておりますが、予算につきましては、統計調査員8人を予定し、29万8,000円を計上しておりました。平成30年度につきましても、統計調査員8人を予定し、30万1,000円を予算計上しております。

統計調査員の数につきましては、工業統計調査が実施される当該年度に確定し、交付金の額が交付決定されるため、歳出予算額が不足することを避けるため、当初予算要求時にはそうした部分を見込んで計上しております。

企画課所管分は以上でございます。

**○議長（藤井満久君）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（滝本恭史君）**

それでは、続きまして地域振興課所管分について答弁させていただきます。

質問番号20番、決算書81ページ、地方創生推進事業費（空き家・まちづくり推進事業）の空き家バンク制度業務委託料（地方創生推進事業）につきまして、空き家バンク制度業務委託料250万5,600円は、落札率50.73%である、適正な計画となっているかについて答弁させていただきます。

この業務委託は、空き家利活用を推進し、町の活性化につなげることを目的に、空き家利活用セミナー、空き家バンク制度の改善のための検討、空き家所有者アンケートを目的達成のために有効に計画し、執行したものでございますので、適切な計画であったと考えております。

地域振興課所管分につきましては以上でございます。

**○議長（藤井満久君）**

防災安全課長。

**○防災安全課長（内田純慈君）**

続きまして、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

質問番号22番、決算書85ページ、交通安全施設整備費のガードパイプ等新設工事206万9,280円とカーブミラー新設工事88万8,840円は、入札されているかにつきましては、

ガードパイプ等新設工事は、8路線で実施した小規模な交通安全施設の維持修繕工事の合計額であり、全て入札ではなく、随意契約で発注したものです。また、同様に、カーブミラー新設工事は、カーブミラー8基の新設工事の合計額であり、全て入札ではなく、随意契約で発注したものです。

質問番号24番、決算書87ページ、空き家等対策事業費の8節報償費の空き家等対策協議会は、いつ会議を開いたのか、また委員は何人で、どのように選ばれ、何をしたのか、10万800円につきましては、空き家等対策協議会は、平成29年度中に4回開催しました。委員は7人で、協議会設置要綱に基づき、学識経験者とその他町長が必要と認める者から委嘱することとなっていますので、学識経験者として、建築士2人、弁護士1人、宅地建物取引業協会会員1人を委嘱し、その他町長が必要と認める者として、消防組合より1人、法務局より1人、半田警察より1人を委嘱しました。協議会では、空き家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行いました。

次に、質問番号25番、決算書87ページ、防犯対策費の防犯灯設置費補助金が112万6,671円で、新設33に対して一部補助が出ているが、全額出すべきではないかにつきましては、防犯灯設置費補助は、町内の防犯灯設置を促進するため、予算の範囲内において実施しています。限られた予算の中、数多くの設置の要望に応えるには一部補助の制度もやむを得ないと考えております。

次に、質問番号42番、決算書179ページ、消防一般管理費の消防団員退職報償金959万円だが、何人退職したのかにつきましては、44人が退職しており、そのうち勤続5年以上の35人が消防団員退職報償金の対象者となっております。

次に、質問番号43番、決算書179ページ、消防一般管理費の知多郡消防団連合会負担金15万9,000円があるが、何に使われているのかにつきましては、知多郡消防団連合会は、消防団相互応援と消防思想の普及徹底等を目的として、知多郡内の消防団で構成されております。その負担金は、主に消防団員の表彰や火災予防運動の啓発資材作成費用に使われております。

次に、質問番号44番、決算書179ページ、消防一般管理費の県消防協会負担金7万9,700円は何に使われているのかにつきましては、愛知県消防協会は、消防・防災思想の普及徹底と消防団員及び消防職員の連絡協調などを目的としており、その負担金は、消防団加入促進、活動PR事業や消防団員等に対する表彰事業などの費用に使われております。

次に、質問番号45番、決算書183ページ、防災対策事業費の防災会議委員報酬が3万1,500円だが、委員5人の名前とどんなことが話し合われたのかにつきましては、委員5人は、町議会議長、町議会総務建設委員長、消防団長、自主防災団体より女性2人の5人です。

会議では、町防災計画の修正、防災会議条例の改正などについて話し合わせ、また町より協定の締結状況も報告させていただきました。

次に、質問番号46番、決算書185ページ、防災対策事業費の愛知県派遣職員人件費で554万2,218円の負担金を払っているが、派遣が必要なのかにつきましては、発生が懸念される南海トラフ地震や豪雨、台風への対策における防災体制の強化や、災害に強いまちづくりの推進を図るため、町職員で不足する点を県職員の幅広い経験と知識をもって指導、助言をいただくため、派遣は必要と考えております。

次に、質問番号47番、決算書185ページ、災害対策事業費の避難所用備品が48万6,000円だが、簡易トイレはどの程度準備されているのかにつきましては、現在、各地区の防災倉庫などに計79個の簡易トイレを準備しております。

次に、質問番号48番、決算書187ページ、防災・減災施設整備事業費の師崎避難所照明器具整備工事492万7,068円は、どの業者で、入札はされたのかにつきましては、入札により町内の有限会社久富電気が請け負いました。

続きまして、質問番号49番、決算書187ページ、防災・減災施設整備事業費の師崎避難所確認申請業務委託料231万5,200円だが、最初の入札予定価格168万3,720円から不調後に232万6,200円に、約60万円も引き上げた理由は何かにつきましては、確認申請についてはホテルから寄宿舍に用途変更をするものですが、当初予定していた作業以外に新たに図面の作成など追加の作業が必要となったため、金額を変更し、入札を行いました。

以上で防災安全課所管分の答弁を終わらせていただきます。

**○議長（藤井満久君）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（川端徳法君）**

続きまして、産業振興課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問番号28番、決算書147ページ、勤労者金融対策費の勤労者住宅資金預託金500万円はどのように具体的に使われたか、毎年必要かにつきましては、この預託金は、東海労

働金庫に資金を預託することによりまして、勤労者が住宅の新築、増改築、住宅及び土地の購入に係る融資を受けやすくするためのものがございます。預託されました資金の10倍相当の額までが融資枠というふうになっております。預託の期間が原則1年でありますため、預託期間満了の年度末に返済されますので、毎年度当初に預託をする必要がございます。

続きまして、質問番号29番、決算書149ページ、農業振興対策事業費の鳥獣害対策事業委託料97万920円は、どの業者で入札されたのかにつきましては、この業務は空気銃でカラスとトビを対象に駆除を行うに当たりまして、実施可能な業者であります株式会社雨宮に、11月15日から2月15日の法定の狩猟期間を意識しまして、11月にまず一月間の業務の発注をいたしまして、その効果を見計らって、その後、3回の業務発注をいたしましたので入札は行っておりません。

続きまして、質問番号31番、決算書155ページ、知多水産職員会負担金3万円、県町村水産業振興対策協議会負担金5万円はどのように役立ったのかにつきましては、知多水産職員会は、知多郡内の漁協、愛知県知多農林水産事務所水産課、関係市町、漁協関係関連団体の職員で構成されております。種苗放流をはじめといたしまして、水産関係補助事業において会員相互の連絡・協力体制を図っております。近年におきましては、国の補助金の採択を受けるためにも、浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン等の策定におきましても、各漁協間、県、町の連携は必要不可欠となっております。

また、県町村水産業振興対策協議会は、水産業の振興に関しまして実態に即した諸対策の確立、水産業の発展を目的としております。南知多町は当協議会の会長となっております。東京都で開催されます全国市町村水産業振興対策協議会に理事として参加しております。水産業の振興、漁村の活性化等の対策を国のほうに陳情、要請活動を行っております。

続きまして、質問番号34番、決算書163ページ、商店街発展対策事業費の街路灯等電灯料補助金22万2,992円はどんな理由で補助しているのかにつきましては、これは店舗、住宅等があります地域を明るくすることにより店舗への誘客を図るとともに、地域全体の防犯、交通安全を図るため、商工会が維持管理しております電灯につきまして、電灯料に要する経費を1基当たり定額で補助しております。

続きまして、質問番号35番、決算書167ページ、日間賀島渡船施設整備事業実施設計業務委託料の513万円は、平成28年の入札では270万円のはずだが、ふえた理由は何か

つきましては、これは28年度は施設の基本設計の業務委託料でございまして、建物の構造や規模、設備などの概算工事費を算出のために設計したものの業務でございまして、平成29年度につきましては実施設計業務委託でございまして、基本設計をベースにいたしまして、建築基準法、消防法等の関係法令によりまして、建築物の構造計算等を踏まえた詳細な設計並びに工事発注に向けての設計積算業務の委託でございまして。

続きまして、質問番号41番、決算書163、165ページ、観光一般管理費の県観光協会負担金29万円と県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金89万円の具体的効果と、その具体的事業は何かにつきましては、県観光協会負担金につきましては、愛知県観光協会の人件費や事務費など、主に県観光協会の運営に係る経費としての負担金でございまして。

県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金につきましては、愛知県観光協会が実施いたします県内外での観光展、旅行会社との商談会、ホームページの運営、観光情報誌の発行などの事業に係ります負担金であります。これらの事業に参加することによりまして、県全体での誘客活動にあわせて本町への誘客を図っております。

産業振興課は以上でございまして。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（相川 徹君）

それでは、最後に水道課所管分につきまして答弁させていただきます。

質問番号38、決算書175ページ、下水道一般管理費の19節負担金、補助及び交付金6万1,700円はどうしても必要か、減らせるものはないかにつきましては、下水道事業につきましては、日間賀島の漁業集落排水事業を実施しており、下水道関係事業に係る情報収集、会員市町等の情報交換等に必要であると考えており、継続して負担金の支出をしていく考えでございまして。

以上で内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

内田議員、よろしいでしょうか。

（5 番議員挙手）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

再質問します。よろしく申し上げます。

8番、9番、10番、まず産業医関係の報酬にかかわった内容でございます。これは既に昨年も、私、質疑させていただきましたが、役場職員のいわゆる健康安全、労働環境の改善、この問題は非常に大事な課題でございます。それで、一応産業医報酬がことしから、30年度は上がっております。平成28、29は同じなんですが、実際に、この産業医の適正な活動をするためには労働時間の把握というものをしっかりとやらないと、この産業医報酬6万4,900円や、それから安全衛生委員会は機能しません。それで、しっかりと個々の職場、役場職員の労働者の労働時間の把握をしっかりと個別の用紙によってやっているかどうか、こういうことについてお答えください。これが1点目。

2点目、14番の指定金融機関出納事務取扱手数料ですが、本来、JAが自分の業務として役場にやってくるわけでありまして。それをわざわざ町が130万円ものお金を出す根拠は、さらさら本来ないわけでございます。なので、厳しくこのJAに対しては、自分の業務で、適正にJAの金融取り扱いを、役場のお金を取り扱うことを自分たちでやってくるんだから、要するにもっと減らせと。今現在、100万円でスタートしているようでございますけど、130万円に上げるなんてもってのほかでございます。なので、やはりこれは趣旨をしっかりと、そこら辺は町当局として説明し、下げる意向は、今後交渉する意向はないのかと、そんなことを聞きたいと思います。これは2点目です。

3点目です。34番の街路灯等電灯料補助金22万2,992円でございますけど、店舗等を明るくするために電灯料を補助していると、ちょっとこれは普通の区の皆さん、町民の皆さんと差別がありませんか。普通の区には電灯料は出ておりません。施設を新設する場合には半額程度の補助が出ておりますけれど、しかし、電灯料に対しては一貫して町民、私も自分の北脇区で払っております。しかし、商工会の店舗等を明るくするために、電灯料を少しこれは補助しているんだと、ここはやっぱり見直すべきだと。区に対しても電灯料については、例えば何%ぐらい出すだとか、そのような形で商工会と、それから同じ南知多町で住んでいる区民に対しての平等性を確保すべきだと考えますが、どう考えますか。

それから、これは総括的なものでございますけど、やっぱり随意契約が非常に多い。どうしても仕方がない随意契約というのは仕方がないと思うんですが、例えば先ほど言ったふるさと納税にかかわるような随意契約については、やはり競争入札にして、あれはかなりの額でございます。だから、そういう点では、ふるさと納税のものについてはきっちりと競争入札をさせて、できるだけ安く事業が運営できるような、また効果的に

運用ができるような、そういう施策をすべきではないかと、こういうふうに考えます。  
それはどう考えるかということです。

それから、最後に財産調書の関係でございますが、個々の基金の間で貸借は可能かということですが、私は今後、例えばエアコンを設置すると、そして給食センターも建設しなきゃいけないと、こうなるとかなりの起債をしなきゃいけないし……。

○議長（藤井満久君）

内田議員に申し上げます。

発言の途中ですが、持論については最小限にさせていただき、質問事項ははっきりとわかるように、また簡潔に質問するようにお願いします。

○5番（内田 保君）

はい、わかりました。

起債について、お互いの中で借り貸しの関係についてはできることはできるんじゃないかと、目的を変えれば、ちゃんと目的をすれば、そのように思います。例えば、駐車場の基金がかなり余っております。それを今度一般会計のほうに、もしくは、いわゆる給食センター建設のための基金にするだとか、そういうことはできないのかと、本当に、そこら辺のところをもう一度お聞きします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

内田議員の再質問に対しまして、先ほどと同様に所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、総務課所管分の質問番号8番、9番、10番に関連しまして、労働時間の把握を個別の用紙でやっているかという御質問ですが、これにつきましては、出勤簿及び時間外勤務命令簿で把握をしております。以上です。

○議長（藤井満久君）

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（鈴木正則君）

先ほど内田議員さんが言われました指定金融機関の取り扱いについてですが、JAは自分の業務をやっているから手数料を減らせということと、今後、その手数料を減らす意向はないのかということの御質問でございます。

まず、JAさんに委託をしておるわけですが、これは本来、町の公金の収納、支払い、これは本来町が当然やるべき業務でございます。それを今、指定金融機関制度というのがございまして、そちらに金融機関を指定して、そちらに収納、支払い業務を委託することができるという規定でございますので、そのような取り扱いになっております。ですから、町の業務を委託してやっていただいておりますということでございます。

その負担についてですが、特段法律の決まりはないものですから、町と金融機関のほうと協議をしてやるということでございます。29年度から年間130万円にしたわけですが、これについては他の近隣市町村の状況、また今、金融機関の経営環境は非常に厳しいというところでもございますので、その辺の状況を加味して決めた金額でございます。ですから、今後、この額を引き下げる交渉をするという考えは今のところございません。以上です。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

商業団体の街路灯電灯料補助金が不平等ではないかという御質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

この電灯につきましては、商工会が管理いたしております電灯1基当たりにつきまして、出力に応じて定額を支出しております。町なかを明るくする必要のためにも、この部分の電灯料補助金につきましては、引き続き支払っていきたいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

ふるさと納税等の随意契約のことでございますが、ふるさと納税につきましては3社と契約しておりますが、委託金額が寄附金額に応じて委託料を支払うという契約となっております。ですから、今回、8,000万円の寄附金額をいただいたものですから、それに対する寄附金の額に応じて委託料が伸びたということで、本町のふるさと納税の業務委託に沿った契約を、有利なような業者をお願いしておりますので、適正に今現在は契約しておりますと考えております。

あと、基金でございますが、今後発生するエアコン及び給食センター等の建設に際し

まして、基金を相互間で繰りかえ運用するということに関しましては、あくまでも一時的なものは年度内ではできますが、年度を超えたものに関しては、会計年度の独立の原則、起債制限の関係から行うことは考えておりません。

今後、必要な基金に関しましては、また目的を持った基金を創設し、基金等、予算を計上していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

○5番（内田 保君）

はい、いいです。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は午後1時までとします。

〔 休憩 11時47分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

休憩前の認定議案第1号について、お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第6 認定議案第2号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定

○議長（藤井満久君）

日程第6、認定議案第2号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

平成29年度末の国民健康保険の加入者は6,707人で、その加入割合は、町の人口の36.9%であります。平成29年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は31万7,223円で、前年度に比較いたしまして3,095円、1.0%増加いたしました。また、1件当たりの費用額は2万4,732円で、前年度に比較いたしまして210円、0.8%減少いたしました。

平成29年度の歳入決算額は33億882万3,000円で、前年度に比較いたしまして8,355万8,000円、2.5%の減額となりました。また、歳出決算額は32億147万4,000円で、前年度に比較いたしまして1億1,725万4,000円、3.5%の減額となり、歳入歳出差引額は1億734万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届け出の受け付けを担当いたしております。本町の平成29年度末の被保険者数は3,587人で、町の人口に占める割合は19.8%であります。

歳入の主なものは、保険料1億8,017万6,000円、歳出の主なものは、広域連合納付金2億4,745万2,000円であります。平成29年度の歳入決算額は2億5,488万8,000円、歳出決算額は2億5,220万1,000円となりました。歳入歳出差引額は268万7,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第8 認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（藤井満久君）**

日程第8、認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。平成29年度末の第1号被保険者数は6,551人で、要介護・要支援認定者数は905人であります。また、平成30年3月利用分の居宅サービス受給者数は480人、地域密着型サービス受給者数は167人、施設介護サービス受給者数は208人となっており、その年間保険給付費は16億854万3,000円となりました。

その結果、平成29年度の歳入決算額は19億7,158万6,000円で、前年度に比較いたしまして3,905万4,000円、2.0%の増額となりました。また、歳出決算額は18億6,950万9,000円で、前年度に比較いたしまして6,144万2,000円、3.4%の増額となりました。歳入歳出差引額は1億207万7,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第9 認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（藤井満久君）**

日程第9、認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理・運営などを経理する特別会計であります。平成29年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。

その結果、平成29年度の歳入決算額は9,410万1,000円で、前年度に比較し、585万9,000円、6.6%の増額となりました。また、歳出決算額は8,532万円で、前年度に比較し、794万5,000円、10.3%の増額となりました。歳入歳出差引額は878万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、通告書に従って質問します。

まず、1番の351ページですが、使用料の不納欠損額が1万8,455円となっております。また、収入未済額も155万4,261円という徴収の見通しはあるのでしょうか。

2番目、これも351ページです。滞納繰越分が54万2,670円ありますが、この原因は何か、対策は立てられているのでしょうか。

3番、355ページ、マンホールポンプ点検委託料157万1,400円というのは、入札の情報開示を見ますと、もともとは162万円で（株）トープというのが落札しておるようになっております。なぜ少ないのでしょうか。

以上、質疑します。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（相川 徹君）

それでは、内田議員からの漁業集落排水事業特別会計決算に関する御質問に対しまして答弁させていただきます。

質問番号1、決算書351ページ、使用料の不納欠損額1万8,455円とした理由は何か、また収入未済額155万4,261円の徴収の見通しはあるかにつきましては、不納欠損額1万8,455円につきましては、日間賀島住民の死亡された方の滞納繰越分で、相続人等もなく徴収不能であるため、不納欠損をするものでございます。

収入未済額155万4,261円の徴収の見通しについてでございますが、漁業集落排水使用料につきましては、水道料金とあわせて徴収をしております。収入未済額の減少に努めるため、上水道の給水停止等の通知も含め、未納者に納付の依頼をしていく予定でございます。

続きまして、質問番号2、決算書351ページ、滞納繰越分で54万2,670円あるが、この原因は何か、対策は立てられているのかにつきましては、滞納繰越分54万2,670円につきましては、今年度に昨年度までに滞納されていた使用料について収入された分でございます。使用料については水道料金と同時に徴収しております、徴収率向上に努めていきます。

続きまして、質問番号3、決算書355ページ、マンホールポンプ点検委託料157万

1,400円は、入札では162万円で株式会社トーブが落札しているはずだが少ないのはなぜかにつきましては、マンホールポンプ点検委託につきましては、平成29年3月29日の入札におきまして株式会社トーブが162万円で落札し、契約をいたしました。その後、ますポンプの接続者の転居に伴い、施設点検が不要になった箇所が発生したために減額して変更契約したものであります。

以上で終わります。

○議長（藤井満久君）

内田議員、よろしいですか。

（5番議員挙手）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ということは、そちらから出されているマンホールポンプ施設点検業務委託料、29年3月29日、これは162万円という形になっておりますけど、もともと162万円でやっているけれど、ここにある決算書に書いてある157万1,400円に減額になったということで、そういう理解でよろしいですか。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（相川 徹君）

今、内田議員の言われたとおりでございます。もともと上につきましては、ますポンプが6カ所、中継ポンプ12カ所ということで162万円で契約しておりましたけれども、ますポンプが1カ所減ということで、その分、4万8,600円の減額になっております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に

付託することに決定しました。

---

**日程第10 認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長（藤井満久君）**

日程第10、認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に  
つきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理・運営などを経理する特別会計であります。平成29年  
度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。

その結果、平成29年度の歳入決算額は1億916万4,000円で、前年度に比較し、2万  
4,000円、0.1%の減額となりました。また、歳出決算額は9,164万9,000円で、前年度に  
比較し、305万4,000円、3.2%の減額となりました。歳入歳出差引額は1,751万5,000円  
となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基  
づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろし  
くお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

まず1番ですが、実績報告書の241ページ、決算書では375ページですが、今、使用料  
は、1時間100円という契約になっております。その見直しの計画というのは今後、今、  
黒字になっていますけど、あるんでしょうか。とりわけ、師崎観光センターをつくり直

すと、そのような計画もあると思いますので、そこら辺の当局の考えはどうでしょうか。

2番目、377ページのところですが、師崎港駐車場修繕計画検討業務委託料が513万円となっております。入札されておるのでしょうか。この業者名はどなたでしょうか。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

内田議員からの師崎港駐車場事業特別会計に関する御質問に対しまして答弁させていただきます。

質問番号1、決算書375ページ、1款使用料及び実績報告書241ページ、第2表、駐車場の概要内、使用料において1時間100円という使用料の見直しはあるかについての御質問に対しお答えいたします。

師崎港駐車場において1時間100円をいただいている普通駐車場の料金の見直しにつきましては、今後行われる大規模改修や建てかえ等、費用を捻出するため、また近隣で駐車場経営をされている方の営業の妨げにならないよう配慮する必要があると考えておりますので、現在の料金体系を今すぐに見直す予定はございません。

続きまして、質問番号2、決算書377ページ、維持管理費、13節委託料のうち、師崎港駐車場修繕計画検討業務委託料が513万円だが、入札されているか、業者名は何かについての御質問に対しお答えいたします。

師崎港駐車場修繕計画検討業務委託料につきましては、入札により、柴山コンサルタント株式会社が落札しております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

内田議員、よろしいですか。

（5番議員挙手）

内田議員。

○5番（内田 保君）

再質問、再質疑します。

1番の1時間100円という使用料の問題ですが、これは上げるのか下げるのかと、そういうさまざまな問題がきっとあって、今、この問題は、黒字になっています。それで、やはり適当な、いわゆる値上げというか、そういうようなことも思い切って考えていく

ということは一度も考えたことはありませんか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

1時間100円という使用料に対して思い切って値上げということではよろしかったですか。

値上げにつきましては、今現状、黒字経営となっております。今後、大規模修繕、こちらが今現状でいきますと、直近で31年度を予定しております。そういったことがありますが、現状まだ、今、基金等もございますので、経営等は成り立っていくと考えておりますので、値上げのほうにつきましては、検討はしておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第11 認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第11、認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設、設備の維持管理などに取り組み、施設

の耐震化も図りました。平成29年度末の給水戸数は8,360戸、給水人口は1万8,384人です。また、年間総給水量は、前年度比3.8%減の326万1,000立方メートルとなっています。その年間の総有収水量は288万6,000立方メートルで、有収率は前年度より0.07ポイント上がり、88.51%となりました。その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入7億5,308万3,000円に対しまして、支出7億3,863万円となり、差し引き1,445万3,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入は8,501万円に対しまして、支出は3億2,234万1,000円となり、その不足額2億3,733万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の平成29年度末残高は6億8,480万6,000円です。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第55号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第55号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

議案第55号 南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからです。

2の改正の主な内容です。

この条例は、6条建ての改正となっております。

(1)の第1条から第5条の改正でアの個人の町民税関係においては、(ア)障害者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置について所得要件を前年の合計所得金額125万円以下を135万円以下に引き上げるもので、第26条関係です。

(イ)均等割及び所得割の非課税限度額の基準について、現行の基準に10万円を加算した金額に引き上げるもので、第26条及び附則第5条関係です。

(ウ)基礎控除及び調整控除の適用についての所得要件を創設し、前年の合計所得金額2,500万円以下を適用するとするもので、第33条の2及び第33条の6関係でございます。

イの法人の町民税関係においては、資本金の額等が1億円を超える法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法、いわゆるL T A Xによる提出を義務づけるもので、第46条関係でございます。

ウの町たばこ税関係においては、(ア)喫煙用の製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を創設するもので、第84条関係です。

(イ)みなし製造たばこに係る規定を整備するもので、第85条の2関係です。

(ウ)加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行させる規定を整備するもので、第86条関係です。

(エ)町たばこ税の税率について、現行の1,000本当たり5,262円を平成30年10月1日に5,692円に、平成32年10月1日に6,122円に、平成33年10月1日に6,552円にと3段階

で引き上げるもので、第87条関係です。

(オ)平成30年、平成32年及び平成33年の各年における10月1日前に売り渡し等が行われた製造たばこ(平成30年10月1日の手持ち品課税においては紙巻きたばこ3級品は除きます。)を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者等に対して手持ち品課税を実施するもので、附則第4条、附則第7条及び附則第9条関係でございます。

(2)の第6条の改正は、南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、平成31年4月1日に実施することになっている紙巻きたばこ3級品に係る町たばこ税の税率を低くする特例措置の廃止及び手持ち品課税の実施を同年10月1日に延期するもので、附則第5条関係です。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は、平成30年10月1日からの施行となります。ただし、アからクに掲げる規定は、当該各規定に定める日からの施行となります。

なお、附則第2条から第9条は、(2)町民税に関する経過措置、(3)町たばこ税に関する経過措置、(4)手持ち品課税に係る町たばこ税、(5)手持ち品課税に係る町たばこ税に関する経過措置について定めております。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長(藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

#### ○5番(内田 保君)

今の提案説明があった第1条から第5条関係の(イ)均等割及び所得割の非課税限度額の基準の引き上げと、これは低所得者は大変助かると思うんですが、現行の基準に10万円を加算した金額に改正すると書いてあります。具体的に均等割、所得割は幾らになるのか、限度額の部分について、それを知らせてください。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

均等割の額ということでよろしいでしょうか。

○5番（内田 保君）

はい。

○税務課長（神谷和伸君）

現行は、前年の合計所得金額が28万円掛ける控除対象配偶者及び扶養親族の数に1人加算した人数を28万円足した額プラス、それに16万8,000円、これについては加算した額になります。ただし、この16万8,000円については、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算ということで、控除対象配偶者または扶養親族を有しない場合については、実際のところは28万円になります。これを今回の改正に合わせて10万円加算することになりますので、改正後につきましては、今度は今の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1人足した分の数に、今の先ほどと同様であります。28万円掛けた額に10万円を足しまして、それに16万8,000円を足すと。同様に、16万8,000円については扶養親族または控除対象配偶者がいない場合については加算がありませんので、改正後については、28万円に10万円を足した38万円ということになります。以上であります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,587万3,000円とするものであります。

続いて、補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをごらんください。

3. 歳出であります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目国民年金費162万6,000円の増額補正であります。制度改正に伴いますシステム改修業務委託料であります。

次に、4目国民健康保険費157万8,000円の増額補正であります。平成29年度実績による福祉波及分の増額に伴います、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費400万円の増額補正であります。地震による災害への安全対策として、ブロック塀等の撤去をする者に対する補助金であります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費119万9,000円の増額補正であります。学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況調査から、現行法に不適合なブロック塀等の撤去・改修工事費であります。

5項保健体育費、3目体育施設費97万円の増額補正であります。これは、運動公園テニスコートの砂じん対策のための防風ネットの設置及びグラウンドから敷地外への打球に対する安全対策として防球ネットのかさ上げを行うための経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明をいたします。

6ページ、7ページをごらんください。

2. 歳入であります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金50万円の増額補正であります。これは、ブロック塀等の撤去を実施する者に対する国庫補助金であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,995万9,000円の減額補正であります。これは今回の歳入歳出補正の財源調整としまして、財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。

2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金410万9,000円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金134万2,000円及び3目介護保険特別会計繰入金2,338万1,000円は、それぞれの特別会計の平成29年度決算における精算に伴う一般会計への繰入金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の補正予算に関して、2番の建設課関係の土木ブロック塀撤去の補助金の400万円、このことについてお聞きします。

課にお聞きしますと、最大20万円まで撤去費用として出すということでした。それで、ここでお聞きすることは1つ、もう既に、私の内海の同僚でしたけれど、その方はちょうど通学路が通るといことで、この補正予算の前にもう既に撤去して、約2メートルぐらいのブロック塀がありました。それを撤去して、そして50センチぐらいのブロック塀にして、その上をフェンスにしたと、そういう事例が実際に内海の中であります。

じゃあ、具体的にこの400万円は、もう既に工事をした方に対して、その工事説明書を出せば補助対象としてそれを認めることにするのかどうか、それについて1点お伺いしたいということ。

それからもう一点は、同じブロック塀のことですけれども、あくまでも建設課のほうの関係では撤去の費用だと、その方はおっしゃっていますけど、撤去しながら生け垣もつくったと。また、この人の場合はフェンスもつくっているわけです。そういう場合に、撤去だけの費用にこれは補助するのか、それとも撤去に伴うフェンスをつくったり、生け垣をつくったり、そういうようなことについても補助の対象としてするのかと

いうことについて、要綱は多分できていないと思うんですね、まだ。そこら辺のところをどのように今考えているのかということをお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

ブロック塀の撤去に関しまして遡及するのか、及び撤去以外に建設等を行った場合、そちらについてはどうなのかという件につきまして回答させていただきます。

ブロック塀の撤去につきましては、本来、個人の所有物については個人の責任において対処すべきものと考えております。しかし、災害から生命を守る観点から、なかなか進まない危険なブロック塀等の撤去を促進するため、今回、補助制度を設けたものでありますので、遡及措置は行う予定はございません。適用日につきましては、10月1日を予定しております。

あと、撤去だけか、それとも撤去を伴う工事に対しても補助するかにつきましては、撤去のみを補助対象としております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第57号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第57号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第57号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,711万円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんください。

下段の3. 歳出、7款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金は411万円の増額補正であります。これは平成29年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、受け入れ超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は157万8,000円の増額補正であります。これは福祉医療に係る補助金の減額影響額の確定に伴い、増額となったものであります。

次に、6款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は253万2,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金で歳出補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定しました。

---

日程第15 議案第58号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第58号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、議案第58号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,128万6,000円とするものであります。

補正をお願いします内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。6ページ、7ページの2段目をごらんください。

3. 歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項及び1目後期高齢者医療広域連合納付金は134万5,000円の増額補正であります。これは平成29年度に賦課した保険料について、本年4月2日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、その下、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は134万2,000円の増額補正であります。これは平成29年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受け入れ超過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものであります。

次にその下、4款予備費、1項及び1目予備費は1,000円の減額補正であります。これは歳出の財源調整のため、減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。同じページの上段の表をごらんください。

2. 歳入、3款繰越金、1項及び1目繰越金は268万6,000円の増額補正であります。これは前年度からの繰越金で、先ほど歳出で御説明しました後期高齢者医療広域連合納

付金及び一般会計繰出金の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第59号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第59号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、議案第59号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億207万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,507万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。上から2段目になります。

3. 歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につき

ましては、3,053万8,000円の増額補正であります。これは、平成29年度の介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては、4,815万9,000円の増額補正であります。これは平成29年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次に、6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、2,338万1,000円の増額補正であります。これは平成29年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、7款繰越金、1項及び1目繰越金は、平成29年度の介護保険特別会計の決算剰余金1億207万8,000円を計上したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第17、請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

11番、榎戸議員。

### ○ 1 1 番（榎戸陵友君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字片名字長谷2番地、南知多町教員組合執行委員長、稲垣勉はじめ104名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。さらに、小学校では新学習指導要領の移行期間が始まり、外国語教育については、授業内容や授業時数増加により、子どもたちや学校現場の負担となることが懸念されます。昨年度、文部科学省は、9年間で2万2,755人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,415人の定数改善を盛り込みました。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものでした。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施のための小学校専科指導の充実など、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなりました。少人数学級は、保護者・県民からも一人一人の子どもたちにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大き

な責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請願事項1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上、よろしくお願いたします。

**○議長（藤井満久君）**

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

---

**○議長（藤井満久君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆さん、どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時00分 〕

